

放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会

(第2次第3回)議事要旨

1. 日時

平成 30 年 3 月 19 日(月) 16:00～17:30

2. 場所

総務省 10 階 1002 会議室

3. 出席者

(1) 構成員・「放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案」座長

新美主査、小塚構成員、宍戸構成員、多賀谷検討会座長

(2) オブザーバー

林オブザーバー

(3) 総務省

鈴木総務審議官、山田情報流通行政局長、奈良官房審議官、鈴木総務課長、湯本放送政策課長、豊嶋情報通信作品振興課長、藤波放送政策課企画官、村田同課企画官、大内同課統括補佐、桑山同課課長補佐

4. 議事要旨

(1) 開会

(2) 自由討論

構成員等の主な意見は、以下のとおり。

● 地域情報の提供

○ (放送の補完として実施する)常時同時配信における地域の単位については、基幹放送普及計画上の放送の地域性の枠内で実施することが適当ではないか。

○ 地域制限については、市場の公正競争の問題ではなく、民放の事業形態への影響の観点からNHKに配慮を促す程度になるのではないか。どこまで配慮するのは、線の引きどころの問題であり、言論市場と放送コンテンツの市場は既存制度の枠内、放送法の問題として解決できるが、動画配信市場一般の他の動画、ネットフリックス等に対する影響まで配慮する必要があるのか疑問。

● 他事業者との連携・協力等

○ 放送は、視聴率競争のある対広告市場と、放送番組以外のコンテンツも含む動画配信において視聴者の取り合いとなる対視聴者市場がある。特に対視聴者市場は、番組の質の競争や、種類の競争といった競争もあり、お金の馴染まない話なので競争法的な考え方とは違うが、懸念事項とその是正措置について考える必要があるのではないか。

○ 公正競争というと、あらかじめ決まった概念があり、経済的な競争を思い浮かべてしまうが、市場は、多層的、複層的なものであるので、あらかじめそのような市場として考えるべきポイントを入れるのが当面は適切ではないか。

● **情報公開による透明性の確保**

○ 経営情報については、日銀と同様に、一定期間経過後、全て公開するというような仕組みもあり得るのではないか。

○ 番組製作に関する関連団体との契約が一番の問題であり、オープンにしてもよいのではないか。

○ NHKの子会社の位置づけは、NHKに縛られない独立した事業者に向かう方向と、逆に、NHKからの仕事に集中するグループ経営の方向の2つの方向感がある。一般企業では後者が今は主流だが、市場における競争を厳正に貫くという前提がある。NHKの子会社について、どちらの方向を目指すかは政策的な問題で、前者を求めない代わりに情報開示を求めるのは、現実的な解決策かもしれない。

● **コンプライアンスの確保**

○ 役員の責任については、損害賠償責任を規定するとコンプライアンスだけの話ではなくなってしまう、違和感がある。また、役員の範囲も問題となる。善管注意義務、忠実義務については規定した方がよいと考えており、義務を規定し、自覚してもらうということで足りるのではないか。

● **業務やその財源となる受信料の水準・体型等についての適切な評価・レビュー等**

○ 単にNHKについて調べたい人に対して資料を提供するというを超えて、もう少し積極的に説明をするなどし、NHKの信頼度をNHKの存続を図る指標にするくらいのことがあってもいいのではないか。

○ 評価システムを自前で行っていることに問題がある。番組審議会と同じように、第三者性のある人に評価させる仕組みにしたほうが良い。

○ NHK の計画にはコストベネフィット・アナリシスがなく、ある業務を行うことにより、どのようなベネフィットが予測され、そのためにどのくらいの金額がかかるのかをきちんと示す必要がある。

○ PDCA は、目標に従ってきちんと進められているかを確認して目標に反映していく仕組みであるが、今問題になっているのは、そもそもの目標の立て方ではないか。

○ NHKは、企業のように経済的な利益という明確な尺度があるわけではないので、何かを決めるときには、アメリカで行われているレギュレーションアセスメントのように、メリット、デメリットを示し、それに対してコメントをもらう方法はあるのではないか。

(以上)